国土交通省

東北運輸局プレスリリース

《発表記者会：東北電力記者会》
《　　〃　　：宮城県政記者会》

令和元年６月２７日
国土交通省　東北運輸局

東北運輸局管内の一般乗用旅客自動車運送事業者に対して行政処分等を行いました。

東北運輸局管内の各運輸支局が監査を実施した一般乗用旅客自動車運送事業者のうち、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められた事業者に対し、令和元年５月は４件の行政処分等を行いましたのでお知らせします。

なお、詳細は別紙のとおりで、下記の事項を記載しております。

記

1　行政処分等の年月日

2　事業者の氏名又は名称（法人番号、代表者名）

3　事業者の所在地

4　営業所の名称

5　営業所の所在地

6　行政処分等の内容

7　主な違反の条項

8　違反行為の概要

《問い合わせ先》
東北運輸局　自動車交通部　自動車監査官
担当：山口、大崎
TEL：０２２－７９１－７５３２

（別紙）

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

令和元年5月分

番号	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要
1	令和元年5月9日	有限会社川崎タクシー （法人番号9400002010568） 川崎　利治	岩手県宮古市 築地1丁目 1番44号	磯鶏 営業所	岩手県宮古市 磯鶏沖 10番11号	輸送施設の使用停止（10日車）及び文書警告	道路運送法第23条第3項、第27条第3項	平成30年7月19日、監査を実施した結果、3件の違反が認められた。 （1）疾病・疲労等のおそれのある業務（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」第21条第5項） （2）運転者に対する指導監督義務違反（運輸規則第38条第1項） （3）運行管理者の解任未届出違反（道路運送法第23条第3項）
2	令和元年5月9日	会津通商株式会社 （法人番号1380001018564） 今井　誠	福島県喜多方市 塩川町三吉字 西畑 21番地の3	本社 営業所	福島県 会津若松市 インター西8番地	輸送施設の使用停止（20日車）	道路運送法第27条第3項	平成30年7月20日、監査を実施した結果、2件の違反が認められた。 （1）運転者に対する指導監督義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第38条第1項） （2）整備管理者の研修受講義務違反（運輸規則第46条）
3	令和元年5月31日	株式会社泉タクシー （法人番号9370001000458） 髙平　賢	宮城県仙台市 泉区七北田字 新田12－1	本社 営業所	宮城県仙台市 泉区七北田字 新田12－1	文書警告	道路運送法第27条第3項	令和元年5月31日、監査を実施した結果、1件の違反が認められた。 （1）運転者に対する指導監督義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項）
4	令和元年5月31日	2525タクシー株式会社 （法人番号5370001013736） 佐藤　恵美	宮城県仙台市 宮城野区 仙台港北 2丁目1番地の2	本社 営業所	宮城県仙台市 宮城野区 仙台港北 2丁目1番地の2	文書警告	道路運送法第27条第3項	令和元年5月31日、監査を実施した結果、1件の違反が認められた。 （1）運転者に対する指導監督義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項）